

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和5年11月6日 午前10時～午前11時32分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	成川 幸太郎	委員	下園 政喜
副委員長	石野田 浩	委員	森 満 晃
委員	井上 勝博	委員	阿久根 憲造
委員	森永 靖子	委員	坂口 正幸
委員	川添 公貴	委員	山中 真由美

○参考人（陳情第9号）

さよなら原発いのちの会 堀 切 時 子

○参考人（陳情第10号）

川内原発建設反対連絡協議会 代表 鳥 原 良 子

○参考人補助者（陳情第10号）

高 木 章 次

○説明のための出席者

市民安全部長	上 戸 理 志	市民安全部次長	遠 矢 一 星
--------	---------	---------	---------

○事務局職員

議会事務局長	田 代 健 一	議事グループ員	森 谷 瑞 生
議事調査課長	久 米 道 秋	議事グループ員	今 吉 聖 人
課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之		

○審査事件等

・ 審査事件

- (1) 陳情第9号 川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書
 - ・ 陳情者の参考人招致
 - (2) 陳情第10号 使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書
 - ・ 陳情者の参考人招致
 - (3) 陳情第8号 川内原子力発電所1、2号機の40年超運転を求める陳情
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在、10名から傍聴及び写真撮影の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも随時許可いたします。

△議案第9号 川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書・陳情者の参考人招致

○委員長（成川幸太郎） まず、陳情第9号川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書を議題といたします。

本日は、陳情者の参考人招致を行います。

それでは、参考人が入室しますので、ここで、しばらく休憩いたします。

~~~~~

午前10時 休憩

~~~~~

午前10時04分開議

~~~~~

○委員長（成川幸太郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、参考人を御紹介いたします。

さよなら原発いのちの会の堀切時子氏です。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、ありがとうございます。

ここで、参考人に申し上げます。

審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ御説明してあるとおりですので、よろしくお願いします。

それでは、参考人から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（堀切時子） 慣れませんので、ちょっとメモしてきましたので、これを見ながら話を

したいと思います。

私たち、さよなら原発いのちの会は、福島原発事故の後、立ち上げた会です。それまでいろんな話を聞いたんですけども、福島県の人たちの声を直接聞く機会が何回かありました。その中で、私は何で反対しなかったのだろうと悔やまれる人、ついの住みかと花を植え、穏やかな日々を送っていたけれども、今は入ることもできない。酪農家の方は、牛を全部殺せと言われたが、私にはできないと泣いて話をされました。

そんな話を聞いて、私たちも同じ原発のあるまちに住んでいて、原発は怖い、これは廃炉にと運動を始めました。

以前、市民のアンケート調査でも80%以上の人が原発には反対の声がありました。その中で、子どもたちには薩摩川内市に住むなどと言っているよとか、子どもには今、住んでいる家、土地は原発がある限り、あげられないよという人。それから、定年になったらふるさとに帰って畑をつくって暮らすのを楽しみにしていたけれども、子どもにそんな危ないところには行くなと反対されて、泣く泣くあきらめたなど挙げれば切りがありません。

また、原発は、動かせば動かすほど、ずっと使用済廃棄物がたまり、トイレなきマンションと言われるように、処分することができません。今の異常気象、世界の不安定な情勢など、原発はとても不安です。

その中で、火災防護対象ケーブルについて私たちは陳情しました。

美浜原子力発電所、美浜3号機で電動モーターなどの発火源がある補助給水系統の設備の系統分離と発火源がない場所にある電線管の系統分離が不十分であったのが分かったことで、原子力規制庁は、現在稼働中、使用前検査中の原発について原発の火災防護対象ケーブルについて調査をしました。結果、川内原子力発電所も電動モーターのある場所は、系統分離がされていたけれども、発火源のない場所の電線管は、系統分離されていなかったことが分かりました。

火災防護に係る原子力規制庁の審査基準は、系統分離を全てやっていないといけないということです。規制委員会としては、使用前検査合格後に基準に違反することが分かった場合には、原発

の運転の停止を命ずるとなっています。手抜き工事をしておきながら、その工事をするのではなく、可燃物を置かないからという理由で20年延長を進めようとしています。もし何かあったら、私たちのこのまちは、どうなるのでしょうか。福島県は、12年経った今でも元の暮らしに戻っていないことはみんな知っています。安心して暮らせるまちを実現するという視点から原発に頼らないエネルギー政策への転換や原発の増設、延長の反対、より一層の安全対策の強化を求めています。

**○委員長（成川幸太郎）** これより質疑を行います。御質疑願います。

**○委員（森満 晃）** 参考人におかれましては、大変忙しい中に、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、この陳情第9号ということで、川内原発の安全対策工事の不備についての陳情書を出していただいております。

その中で、今も説明いただきました火災防護対象ケーブルの系統分離等についてですが、これらを含めた安全対策について今回、川内原子力発電所1、2号機の運転延長期間に関わる認可が出されましたけど、まず、このことについては、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

**○参考人（堀切時子）** それはどう思うかと言ったら、駄目です、駄目と思います。いろんな事情で、さっき言ったように、事情いっぱいまだ対策されていないので、それはもう駄目だと思います。質問に合っているか分かりません。

**○委員（森満 晃）** それでは改めて、こちらの陳情内容の中に、陳情項目の2に対象の電線管の周囲に可燃物を配置しない等の運用を組み合わせた処置とそれと火災防護対象ケーブルの系統分離について、これがどうして同等の水準なのかということで、それについて規制委員会等に説明を求めてくださいという内容がございます。

先日、こちらでも当委員会を開催させていただきました。その中で、この火災防護ケーブルの系統分離等については、まず1番目に、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離する。また、2番目については、水平距離が6メートル以上で、各火災探知機及び自動消火設備の設置、または水平距離期間には仮置き等を含めて可燃物を存在しない。それから3番目に、1時間の耐火能力が有

する隔壁等で分離する及び火災探知機や自動火災消火設備の設置をすることなどいずれかの対策が求められている中で、運用面と設備面を組み合わせた対策を取ることから同等の対策が取られているという、私どもが当局のほうから説明を受けているんですが、このことについて何かお考えがあられますでしょうか。

**○参考人（堀切時子）** 火災防護対象ケーブルのことは、3年以上に今、分離するとかいろいろおっしゃいましたけれども、またこれが実現していないところで稼働させるというのは私たちは心配だと思います。この異常気象とか、そういうのを考えれば、世界情勢なんかも考えれば非常に危険だなと。火災は、絶対起こらないということはないと思いますので、私たちはそう思っています。

**○委員（下園政喜）** この質問は、全く初歩的な質問で申し訳ありませんが、参考人に聞くというか、当局に聞いてみたいと思うんですが。

参考人がお分かりであればそれでいいんですけど、原子力発電所が稼働してもう既に40年近くなろうとしております。その中で、この防護柵ケーブルの系統分離というやつが当初からあった法律なのか、それともこの40年間の間に何回となく検査をして、それをクリアして今なぜそれが発覚したのかと。その辺のところは、それなりの専門家の方々が何回も何回も検査してクリアしてきたのにという思いがあつてなんのですが、その辺は、どのように思っているのでしょうか。

**○参考人（堀切時子）** 個人の考えでいいんですか。やっぱり、福島原発事故があつてから規制委員会もいろいろ強化してきたところで、こういうのが出てきたんじゃないかなと思います。それ以前は、そういうことは、どうなんですかね、私も分からないんですけども。まあ、とにかく事故があつてから厳しくなったということで、これが出てきたんじゃないかなとは思っています。

**○委員（川添公貴）** 1点だけ伺わせていただきたいと思うんですけども、陳情の趣旨、ラインは理解するところですけども、その中において規制委員会に聞くことっていうのがルール、うたわれております。それらを見ながら、先だって規制委員会が方針を出したわけですよ、というか回答を出したわけですよ。その前に、規制委

員会としては、基準適合に向け対応していること、または不適合の原因分析を踏まえた是正措置等を実施するとしていることから、そういう事象、危険事象として認めないという方針が出されて、それに対して九電がいついつまでにこうしますということを先だって出されたわけですね。それを規制委員会も認めたんですが、その規制委員会が認めたっていうこと、ここの陳情を出された内容について規制委員会が回答をしているということが理由するわけですが、それに対してもやはりどのようなお考えなのかっていうのをお聞かせ願いたい。というのは、最終権限者が現時点では結論を出しているわけなんですけども、審査が遅れたことを大変申し訳なくは思うんですが、そのような中で、どのようなお考えなのかっていうことをお伺いしてみたいと思うんですが。

○参考人（堀切時子）私の考えは、その原子力規制員会は、結局、美浜原子力発電所でこういうのが発覚して、川内原子力発電所も調査したわけですけども、それを規制委員会がしたんじゃないくて、何か代理人がしたみたいなの、そういうのを聞いています。なので、ちゃんと規制委員会が自分たちで調査して、そして、そこを判断してほしいなと思います。

○委員（川添公貴）質問の仕方が悪くて申し訳なかったです。陳情を出されている内容について規制委員会がルール、今おっしゃった書面、それからこの出張所等が調査に入った上で、そういう事象はないってことで判断をされて、是正措置を求めて、それに対して回答が出ているんですよね。それも原子力規制員会としては可としたわけなんです。今、陳情に出されている部分がそこで全て網羅されていると私は思っているんで、そのことに、可とされたことについてどのようなお気持ちなのかっていうことが今、最終的な論点になるかと思うんで、そこをお聞きしたかったんで。よその炉がどうこうとかいうことじゃなくて、1号機の540メートルで、2号機が740メートルでしたよね（6ページの発言により修正済み）、その部分について調査して、今言ったようなことがあったわけですけども、それらを踏まえて現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思うんです。というのは、こちらとしては、あの件については全て終わって、原子力委員会が終わりとい

うことを出していることで受け止めているものですから、その辺をお聞かせ願いたいと思うんですけど。

○参考人（堀切時子）私に言わせれば、原子力規制庁は間違っているというか、もうちょっとしっかりと審査というか、調査してほしいなと思います。そして決めるのも早いんですよね、まだしっかりと調査して、そのことを決めてほしいと思います。じゃあ、何でそのケーブル系統が分かれていないというか、分離していないといけないかというのを、いけないというのを決めた原子力規制庁が、それはもうこういう理由で大丈夫ですよというのはおかしいんじゃないかと思います。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）あんまし、専門的なことを聞いてもいいかという。

○参考人（堀切時子）いやいや、皆さん、専門家なので、私たちの、私が言うよりは専門家です。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）本来ならば請願ということで、私が紹介委員で出すつもりだったものが、私が委員であるということで、急遽、陳情ということになったんで、本来ならば私が説明しなくちゃいけないところなんですけれども、今回の問題というのは、九州電力が工事をする前に、設工認という申請をするわけですね、そこにはちゃんとその系統分離をしますというふうに書いてあったところ。ところが、実際は調べてみたら、その系統分離がされていなかったという問題で、規制委員会の議事録を見ると、やると言ったことをやっていないっていう指摘がされているわけですね。ということは、私は、この今、20年運転延長云々ということを行っていますけども、本当に検査しているんだろうか、しかも川内原子力発電所だけじゃないんですよ、全部ですよ、動いているのは。検査した抜け穴じゃないかと、検査は、いい加減な検査じゃなかったのかということを思っているわけなんですけども、いい加減な検査だと思いませんか、参考人。

○参考人（堀切時子）いや、そう思ったから陳情出したんです。

○委員（川添公貴）今、角度が違った形で質問されたようですけども、いい加減な検査という

ことで、ちょっと、ここはきちっとお呼びしたんで確認をしておきたいんですけども、検査の指摘事項として原子力安全に係る重要度評価に関するガイドっていうのがあるんですけども、これに沿って指摘をして、先ほど私が言ったようなことがあったんですけど、そのガイドに沿って指摘したということは、原子力規制委員会に不備があったっていうことでおっしゃっているんですかね。そういうことになるんですよ。きちっとしたガイドに沿って検査した上で、そういう結論を出したっていうこと、それが不備があったっていうことになるんですが、そうおっしゃっていることに私は、理解してよろしいんでしょうか。

**○委員長（成川幸太郎）** その詳しいことは、私も分かりませんが、このケーブルについて分離していなければいけないというのが分離されていなかった、もうそこがもう問題じゃないかなと思います、簡単に。

**○委員（井上勝博）** 国会で2回ほど、共産党の国会議員がこの問題取り上げて、その議事録を見て言いますと、結局、原子力規制庁が検査をしているんですけども、かなり複雑なやっぱり機械ですから、全部見ていないってことがはっきりしているんですね。だから、なぜ全部見ていないのかって言ったら、資源がないからだ。資源という言葉は、そういう資源なんですけど、人間がないからということで、検査がそこまでできなかった、結局分からなかったという答弁をしているわけですけども、やっぱり私は、福島原発事故があって、原発は危険なものであるから新規制基準ができて、世界一厳しいというふうに言われているわけですから。この世界一厳しいと言いながら検査が、このそういう資源がないから、人がいないからということで検査ができていない、これはやっぱりおかしいというふうに思うんですよ。だから、本当にその心配なんですけど、参考人は心配ではございませんか。

**○参考人（堀切時子）** 心配だから陳情出したわけですから。

**○委員長（成川幸太郎）** 陳情に沿った質問をしてください。

**○委員（森永靖子）** 福島原子力発電所の事故の後、川内原子力発電所ではいろいろと不備な点等について懸命に努力してこられた様子と何回も何

回も見学に行き、これ以上のことはできないというほどに整えられておって、安心安全にというふうにいろいろ私たちも言っていました。二度とあのようなことが起きないようにとやっておられる様子をいつも見受けているんですが、まだ何か不備な点等がありますか、お考えをお聞かせください。

**○参考人（堀切時子）** 私たち陳情にあったこれとか、やはり、さっきも言いましたけれども、異常気象とか、地震とか、何が起こるか分からない、そのときにももし事故がおきたらどうなるだろうかというのは皆さん、想像してみてくださいているのでしょうか、まあ、そりゃ失礼ですよね。まあ、想像されていると思います。私たちは、今住んでいる薩摩川内市から逃げなければいけない、そのような事態になったときに、私も孫が18人います。ほとんど薩摩川内市に住んでいます。ひ孫も8人います。この子たちが安心して暮らせるこの川内市をつくってほしいと、その気持ちです。もういつも私の知っている人は、風向きをいつも気にしている、原発で何かあったときには風下じゃないかなという、それを逃げる方向を決める、それを毎日しているという人もいらっしゃるのだと思いますので、安心して暮らせる、安全なまちをつくってほしいと思って陳情しているわけです。

**○委員（森永靖子）** 安心して暮らせるまちづくりは、皆さんが考えていることであって、やはり、それなりの不備な点については、原子力発電所のほうも徐々に整えてこられて、いろんな委員会の中でも安心安全をと言いつけていますので、まず安心安全じゃないのかなあというふうに私は感じております。

**○委員（森満 晃）** すいません、陳情の内容に沿ってもう1点お尋ねします。

この陳情項目の5について、市の立入調査を求められておるんですが、先日、市のほうからも、当局のほうからも8月23日、原子力の規制委員会が開催されて、現状においても、先ほど申し上げましたけども、その火災探知機であったり、自動消火設備であったり、そういった設置によって、安全が確保されているという、そういう安全の確保等の機能への影響が限定的にまた極めて小さいという報告を受けているということで、市の

立ち入りの調査は必要ないということで回答いただいているんですが、このことについて、参考人はどのようにお考えでしょうか。

○参考人（堀切時子）よく分からなかったんですけども、安全が確保されているかと言ったら安全が確保されていないので、そこは心配だなと。私たちも市民も原発の話題になるといろいろ心配なことをみんな出すんですけども、じゃあ、どこに逃げればいいのかとか、原発、もう古いけど大丈夫なのかと、そういういろんな情報もありますので、20年延長してもつのかなとか、そういうのの話題になりますから、それはもうみんな心配していることなので、ちょっと答えになっていないですかね。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第9号の参考人に対する質疑を終了しました。

参考人には、本委員会に御出席いただき、また貴重なご意見を述べていただいたことに対しまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、参考人は、退出をお願いいたします。

参考人の退出のため、しばらくお待ちください。

ただいま陳情第9号の参考人招致に対する質疑が終了しました。つきましては、本陳情の取扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）慎重審議のために継続審査をお願いします。

○委員（川添公貴）取扱いを協議する前に、自由討議をして、この陳情に対する考え方をある程度まとめたほうがいいのかと思います。その上で判断したいと思います。

○委員長（成川幸太郎）ただいま自由討議の声がありますが、自由討議は、論点を明らかにして行うこととなっておりますので、どのような論点で自由討議を行いたいのか、具体的に御説明をお願いします。

○委員（川添公貴）この陳情について討議を行いたいと思います。内容については言う必要はないんで。

○委員長（成川幸太郎）ただいま川添委員からこの陳情第9号について自由討議を行いたい旨の意見がありました。

○委員（川添公貴）この陳情に関しては、先に参考人にもお聞きしましたように、もう規制委員会において結論が出ており、そして九電としては、この指摘事項に関しては、変更届を出されている状況で、その届出自体ももう規制委員会が認可をしております。ついては、この陳情に関して我々が、規制委員会が判断したものに対して覆すことはできないだろうと思いますし、あとはその安全対策をどのようにしていくかっていうところに視点を変えていくべきだろうと思います。ですので、そもそもこの陳情は、もうテーブルから下りた状態で審査しているわけですけども、やはり新たなそういう対策を出しているということ。先ほど710メートルと言いましたが、740、740だったんで、（4ページで訂正済み）それともう一つは、先ほど言いましたように、原子力安全に係る重要度評価に関するガイドの中で重要度ではないということの判断もされているわけですので、あえてどこ審査しようかというのは難しいかなとは思いますが。ですので、個人的には、それは一連の動きを鑑みて、本日は採決をお願いしたいと思ってございます。

○委員（井上勝博）当局にもちょっと聞いていいですか。

○委員長（成川幸太郎）自由討議なので。

○委員（井上勝博）私の認識では申請中なんですよ、まだね。認可は下りていないと。要するに、本来やるべき系統分離工事というのは、相当時間かかるので、それに時間をかけるよりも可燃物をそばに置かない等の処置を取ると。はっきり言って、テープを床に貼って、関西電力の場合ですけどね、テープをこう床に貼って、電線管の離れたところにテープを貼って、そこに可燃物を持ち込まないようにという運用上のルールをつくると、それだけの話なんですよ。だから、それじゃあ分からんですよ、ヒューマンエラーがあるかもしれない。可燃物を持ち込んでしまうかもしれないですよ。だから、最終的には電線管も全部系統分離するんだという工事をするんだというふうになっているんですよ。ところが、じゃあ、いつやるのと、いつ終わるのということは全然明確になっ

ていないわけですね。だから、安全性はみどりと  
とか、何かどうのこうのと軽微な問題であるとい  
うふうに九州電力も一生懸命言っていますけども、  
問題は、そういう安全かどうかというのは見ない  
と分かんないですよ。本当にやっているのかと、  
それは規制委員会がちゃんと原子力規制庁の職員  
が検査しているんじゃないんですよ。いわゆる、  
美浜で発覚して自分たちで自己申告しなさいつ  
てみんなやっていますでしたって自己申告をし  
ているということなんです。だから、現場を見  
ているのは九州電力なんです。だから、そうい  
う検査について本当に正しい検査、工事をして  
いるのかということについては、立入調査も含め  
てやらないと分からないというのが私、現状だ  
と思います。だから私は、この問題は工事がいつ  
終わるのかということを確認してもらわない限り  
安全性が確保されたとは言えないというふうに  
思います。

**○委員（川添公貴）** 先ほど、私が言いました  
ように、テープで貼るとか何とか、区切りをした  
のは、それを九州電力が出して規制委員会が認  
めたわけですね。認めた上で、今現時点おいて  
何月何日までに終わりますというのは出ていな  
いというの承知しています。でも、その対策に  
おいて、これで十分だよということ原子力規制  
委員会は言っているわけであって、目で見ない  
と分からないということ。それから、よそであ  
った分について各自点検をなさいということで、  
業者自ら点検した結果、こういう事象があり  
ましたということ自己申告しているわけですね、  
自己申告しているわけ。ただしっかりと点検を  
したから自己申告ができたんであって、じゃあ、  
いい加減な点検であれば申告しないですよ。し  
っかりとした点検をしたから、こういう事象が  
あって、こういう結果でこうしますということが  
進められてきたんであって、先ほど、何回も  
言いますがけれども、これからはその対策がし  
っかりと安全対策が得られるのかってところに  
我々委員会としては、視点を置くべきだろうと  
思います。この案件については、今の時点にお  
いては、もう終わった事象であって、これから  
先を見つめると、その安全対策をどのように  
していくの、どうしたのってところにちゃんと  
チェックをしておくべきだろうと思います。で  
すので、本案件については、こ

れで結論をつけて、次の新たなステップに委  
員会としては取り組んでいくべきだろうと思っ  
ています。

**○委員（井上勝博）** 少なくとも玄海原発の  
場合は、写真付きのパンフレットをつくって県  
民に公表して、電線管とはこういうものである  
とか。それからケーブルトレイというのはこう  
いうものであるとか。どういう措置をしようと  
しているのか、その原因というのは推定原因で  
すね、なぜこうなったのか、推定原因とかね、  
ちゃんと書いてあってパンフレットも出して  
いるんですよ。ところが、この川内原子力発  
電所に限っては、そういう分かりやすい説明  
をしていないんですよ。それは、なぜしてい  
ないのかと、今こういう運転延長問題が大  
きな問題になっている、そういうときから  
タイミングが悪いと思っているのかと、そし  
たら、誠実じゃないかと、事業者としての  
誠実さに欠けるなというふうに私は思うん  
です。

電線管というのは、一体どういうものなの  
か、どういうところを通っているのか、もし  
かしたら人間が入りきれないようなところ  
もあるのかもしれない、だから工事にも  
ものすごい時間がかかるのかもしれない。  
そういった説明は、現場でもしてもらわ  
なければ、なぜこの問題が検査漏れした  
のかと、認識違いというふうに九州電力  
が言うわけですね、燃えないようにちゃん  
としているから、燃えないようにしている  
から系統分離が必要でないと思った。概  
念が違うんですね、燃える、燃えない  
という問題じゃなくて、系統分離ちゃう  
のは、A系とB系があって、A系のケー  
ブルが仮に燃えたとしてもB系のケー  
ブルは必ず守られると、それが系統分  
離なんですよ。燃える、燃えないとい  
う問題じゃないんですよ。

**○委員長（成川幸太郎）** 井上委員、いま  
まで言われた今日やっている陳情に対して  
どうするかという。

**○委員（井上勝博）** いやいや、だから  
私は、自由討議になったでしょ、陳情に  
対するちゅうのは、また私は継続審査  
ということ言ったわけでありまして、  
そういう意味では何か終わった、全部  
終わりましたと、大体工事もしていない  
んですよ、まだ是正措置も。この工事  
の認可も下りていないんですよ。来年  
の何月までかかるかも分からないん  
ですよ、一応スケジュールは示してい  
るけど、しか

し、それはまだ認可が下りていない。確かそうだと思います。だから、私は終わっていないと思うんで、ちゃんとこのことについては、あいまいにしないでしっかりと見ていく必要があると思います。

○委員長（成川幸太郎）で、継続審査なわけですね。ほかに。

○委員（森満 晃）今、ルール、説明、自由討議をしていただきましたけども、私としましては、この40年に関する認可が下りたわけですが、今日、この参考人からお話を聞きましたところ、延長にも反対であるという点を含めてこの安全対策工事に対する不備についてですが、今回、規制委員会も参考人として予定しておりますので、継続して審査をしたらどうかと思います。

○委員（川添公貴）外因の中で20年延長問題についてルールをおっしゃったんですけれども、陳情に対してしっかりと判断すべきであって、陳情は、このケーブルの不備について言っているだけであって、その延長問題については触れていらっしゃらないんですね。そういうことで一つ一つ整理していく上で、やはりこの件については私、先ほどから言うように結論が出ているということを理解していますので、私は再度申し上げますけれども、本日採決すべきだろうと思います。

自由討議ですので、テーブルにやはり私は、載すべきだっていうことで私が言いましたので、やはりしっかりとここで類付けてやるのではなくて、一つ一つ陳情を区切って整理していかないとやっていけないだろうと思いますので、このケーブルに関する陳情については私は採決をすべきだろうと思っています。

○委員（森満 晃）今、検査制度の問題、このことは検査制度の問題でもあるわけですね。九州電力がやるといったことをやっていなかったという問題と、それからなぜこの問題は検査漏れしたのかという問題なんです。それで検査漏れがなぜ起こったのかという原因が分からないでいて、この運転延長が規制委員会が認めましたという、じゃあ、この特別点検の結果について本当に漏れはなかったのか。全部資料に基づいて、現場にも行かないでやっている可能性もあるわけですよ。だから、私はこのことと一体に延長問題、考えていく必要があると思います。

○委員（坂口正幸）私も川添委員と重複するかもしれませんが、この件に関しましては、8月23日の件で、規制委員会のほうで良と、みどりという判断をされて終わったものと私も認識しておりましたので、区切ってこのケーブルの件は、終わらせたほうがよいのではないかなあという認識でおります。

また現場のことなんかも説明を受けていらっしゃるのかと思うんですけど、見て確認していただいたほうがよいのかなと、そういう説明を別に取りいただくのは別の話なのかなと思いますので、この陳情に関しては、私は今回、これでよいかなと思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）それでは自由討議を終わります。

ただいま継続審査と採決を求める両方の声がありますので、継続審査について起立によりお諮りいたします。

それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成川幸太郎）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

委員長において、議長へ継続審査の申出をいたします。

ここで、陳情第9号に係る審査を一時中止します。

---

△議案第10号使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書

○委員長（成川幸太郎）次は、陳情第10号使用済み燃料の管理容量と乾式貯蔵施設の建設有無について説明を求める要請についての陳情書を議題とします。

本日は、陳情者の参考人招致を行います。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）はい、何です。

○委員（井上勝博）先ほど当局に聞く機会がなかったんですけども、この使用済核燃料の問題で



は、電力については、前回、管理容量とは何かと。管理容量が100%になった場合には、動くのか動かないのかと、動かせるのか動かせないのかということについては聞いてあったわけですが、やっぱり少なくともそれは当局に確認をしていただきたい。審査のときにどこかで入れていただきたいと思います。

[発言する者あり]

○委員長（成川幸太郎）その件については前回、回答を当局から得ていますよね。同じことを質問する。

○委員（井上勝博）質問したのは、管理容量が100%になったら停めざるを得ないのかどうかということについて確認していますという、そういうお話でした、当局は。

○市民安全部次長（遠矢一星）前回、貯蔵容量と管理容量の違いについて確認を求めましたので確認をしております。

貯蔵容量というのは、もう全体の容量になります。それから管理容量は、保安規程の中で事業者のほうで157体プラスアルファの1回1炉心取替分を空けているわけなんです。が、運転中は、その157体プラスアルファの空きがないと運転はできない。要は、運転した後、帰るところがないと、157体が帰るところがないといけませんよ。運転が終わった後に圧力容器の中で燃料を保管するようなことがあってはならないという意味合いで、管理容量というのを定めております。ですので、考え方としては、貯蔵容量が100%になるまでは運転が可能です。ただし、圧力容器の中で保管するようなことがもうあってはならないという形になります。

○委員長（成川幸太郎）では、いいですね、この件。

今回の参考人招致を行います。なお今回、参考人の補助者として、資料のとおり1名の出席申出がありました。つきましては、申出のとおり補助者の出席を認めることで、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、参考人及び補助者が入室しますので、ここで、しばらく休憩いたします。

~~~~~

午前10時46分休憩

~~~~~

午前10時47分開議

~~~~~

○委員長（成川幸太郎）休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、参考人を御紹介いたします。

川内原発建設反対連絡協議会の代表、鳥原良子氏です。

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただきありがとうございます。

ここで、参考人に申し上げます。

審査の進め方、質疑に関する留意事項については、あらかじめ御説明してあるとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、参考人から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

○参考人（鳥原良子）反対連協の鳥原良子と申します。

本日は、陳情についての説明のためにお呼びくださってありがとうございます。

11月4日、原子力規制委員会は、2022年10月に九州電力より申請のあった川内原子力発電所1、2号機の20年延長運転について認可されました。2011年の福島原発事故を契機に原子力規制委員会は2012年に設置された委員会であり、20年延長について私たちは、公正に判断されるものと期待しておりましたが、高浜原子力発電所1、2号機、三浜原子力発電所3号機、日本原子力発電所東海第二発電所に続き5、6機目の認可となり、結果として申請したものは全て認可されたことになります。

オンラインで会の進行を視聴いたしました。

塩田知事の提出された要請書や鹿児島県民の99件のパブリックコメントについては何にも触れず、九州電力の特別点検のみを過大評価しての認可であったのではないかと、第三者の目は生かされたのか危惧いたしました。

鹿児島県では九州電力の特別点検に対して原子力専門委員会は、新たに分科会を設置して2022年2月から2023年4月まで科学的、技術的な検証が行われました。専門家の御意見では、20年延長に対しては、決して楽観視するものではありませんでした。さらに鹿児島県で行っ

た原子力規制委員会への要請書に対してのパブリックコメントは県民から９９件も寄せられ、それを添付しての県知事の規制委員会への要請書だったはずでした。県で様々なパブリックコメントの募集をしていますが、意見が寄せられるのは、実態としてゼロ件から数件であるとのこと。そういう中での９９件、それは県民の川内原発２０年延長に対して関心の高さが伺われました。知事の要請書、そして９９件のパブコメに対して触れない原子力規制委員会の判断について、果たして公正であったのか疑問視してしまいます。川内原子力発電所の２０年延長運転については、薩摩川内市としても国からの交付金の問題、九州電力やそれに関係する企業からの税金等、これまでと変わらず財政的に潤いを期待する行政や市民の方々もあるのは事実です。しかし、原発を稼働すればするほど、使用済核燃料がたまり続けるのは、議員の皆様ならよく御存じのはずです。２０年延長運転に賛成する、反対するに関わらず、原発を受け入れている私たち薩摩川内市として使用済核燃料が川内原発にはたまり続けることは大きな問題です。青森県の６か所再処理工場で、使用済核燃料を採取する計画で１９９７年には完成するはずでしたが、２６回も延期されております。そのため、６か所の中間貯蔵施設も全国の原発からの使用済核燃料を受け入れられない状況になっています。つまり、川内原子力発電所の使用済核燃料も搬出できないのです。よって、電気事業連合会の報告書を見ると、川内原子力発電所の使用済核燃料の管理容量は、２０２６年には９５％に達するとありますので、このまま運転を続けると、約２年で川内の使用済核燃料の保管場所になるのではないかと予測できます。

管理容量と使用済核燃料プールとの関係はどうか、議員の皆様は、御承知されていらっしゃるのかもしれませんが、市民へも知らせてほしい。私たち反対連協でも九州電力へのお申し入れで乾式貯蔵の計画についてお聞きしましたところ、計画はないとのことのお答えでした。薩摩川内市議会の皆様が市民を代表して説明を求めるなら、九州電力も丁寧にお答えになるのではと思い、市民の命と財産を守る立場の議会でも説明を求めてほしいと考えて陳情いたしました。

六ヶ所再処理工場へ全く搬出できないとなれば

いつまで川内原子力発電所１、２号機は運転を続けることができるのか、何年何月で使用済核燃料プールはいっぱいになるのか、今、建設を考えていないのなら、いつ建設の申請を規制委員会にするのか、申請の前に地元同意は当然と思いますが、いかがか、まさかテロ対策施設を後回しにした再稼働のときのように２０年延長運転してから申請し、乾式貯蔵施設を建設するのか、乾式貯蔵施設で使用する容器は、発注から何年くらいでできるのか、乾式貯蔵と中間貯蔵施設建設との関係とかお聞きして、議員さんたちが理解した上で、市民への公表も必ずお願いしたいと思って陳情しております。

○委員長（成川幸太郎） これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（森満 晃） 参考人におかれましては、大変お忙しい中、貴重な時間頂きまして、御出席いただきありがとうございます。

使用済燃料の貯蔵の条件については、先日、私のほうも当局のほうに確認させていただきました。貯蔵容量３，２２４体、これが７月末全体で２，４０６体ということで７４．６％ということでした。

使用済燃料の２０２６年の貯蔵率が９５％ですが、電事連においてはなるのではないかということと先ほどもありましたけれども、電事連が管理容量、その次の一サイクル運転する１５７体を引いた数字を基に計算されていると思うんですが、それで非常にこの乾式貯蔵について、参考人として早期につくってほしい、中間施設についてどうあるのかっていうのを説明を求めたいという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○参考人（鳥原良子） 早期につくってほしいということではなくて、そういう申請もしないのに、この認可されて２０年延長稼働したいのかということ。申請はいつするのかというそういう疑問です。

○委員（森満 晃） それでは、今後の中間貯蔵施設や乾式貯蔵についての計画があるのか、今後の計画について九州電力に説明を求めてほしいということでもよろしいでしょうか。

○参考人（鳥原良子） はい、そうです。先ほど、私が申し上げたのは、六ヶ所再処理工場は中間貯蔵施設ではなくて、その六ヶ所再処理工場で

再処理するまでのプールですから、そのところには搬出ができないことに今、なっています。そこを修正したいと思います。中間貯蔵施設じゃないということ。

○委員（森満 晃）少し重複するかもしれませんが、この中間貯蔵施設や乾式貯蔵について、規制委員会に対して、国に対して今後、国としての方向性というか、そういうのを求めたいと思っていらっしゃるんですか。

○参考人（鳥原良子）もちろん国としてもお聞きする必要はあると思います。議会として国へそういう御質問するなら、それは全然、問題ありません。ぜひそうしてください。

○委員（川添公貴）11月1日のインターネット中継を御覧になられたということで、延長許可については、その審査内容は御存じだと思います。その中で、委員の発言が中身について触れてないということでありましたけれども、その中でほかの炉と比べて差異はないという御意見があったの、御存じですよ。差異がなく、30年ごとにこの新規制基準の中で30年が過ぎたら10年ごとに検査をしていくが、これで次の新しい法律である。現時点においては、今までの規制基準において審査したということでした。それを聞いていらっしゃると思うんですけど、はい。それについて、20年延長については許可をするということだったと思います。私も30分ずっと聞いていたんで、30分しかなかったんですよ、あれね、確か。それらの意見を踏まえて、この乾式貯蔵施設については、やはり20年延長を見据えて乾式貯蔵施設をつくらなければ20年延長はできないよというような趣旨であろうかと私は理解するんですけども、やはり乾式貯蔵施設までつくって、説明しろというのは分かります。私が聞いた範囲でお答えすると現時点ではつくる考えはないということが1点。それから規制委員会が、原子力規制庁が乾式貯蔵施設をつくりなさいという指示をすることもまずはない。これは業者任せですよ。それからキャスクをつくるのにも何年かかるかって、キャスクをつくる期間は大体おおむね1年もかからなくてキャスクはつくれるんで、形式認定をされている。キャスク自体が形式認定を取っていますので、その形式認定を取っているやつについては早いだろうと思うんですけども。

それらも踏まえて鳥原さんとしては、この乾式貯蔵施設をつくってまで延長をすべきではないということでの陳情っていうことで理解してよろしいでしょうか。説明を求めるとは書いてあるんですけども、これは、変化球をまたお投げいただいたと私は個人的にそう思っているんですけど、結論としては、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○参考人（鳥原良子）そういうあれじゃなくて、20年延長の申請をするのであれば使用済核燃料プールはいっぱいになるわけですから、乾式貯蔵の申請も同時にするべきじゃないかということをお願いしているんです。だから、そのことを踏まえて九州電力さんに議会として質問してほしい、納得するまで聞いてほしいということを陳情では申し上げております。

○委員（川添公貴）もう1回確認しますね。この乾式貯蔵施設をつくるべきだろうと、いっぱいになる、つくるのか、つくらんのかということをお願いしているということであって、前段で20年延長問題を許可する前にやるべきだったということをおっしゃったんですけども、この乾式貯蔵施設についてお聞きするとか何とかということについては、20年延長問題とは全く別なんですか。だから私は、20年延長問題について反対だからそういうことをきちっと聞いてやってほしいということで、私は理解していたんですけども、今のおっしゃりでいくとこの件と延長問題とは、これは別だということに受け取れるんですけども、私の考えが間違っていますでしょうか。同じ反対だよという中のその乾式貯蔵施設であってと思っているんですけども、そのように理解してよろしいでしょうか。

○参考人（鳥原良子）申請反対だから聞いてほしいというあれじゃなくて、反対であっても、賛成であっても乾式貯蔵については使用済核燃料がいっぱいになる時期はいつなのか、このまま20年延長するとね。そのことがありますので、だから20年延長の運転申請をしたときには、もうプールが満杯になるということは分かっているわけですから、20年延長したらね。ですから同時に乾式貯蔵の申請はするべきだと思って、なぜそれをしないで20年延長運転の申請だけをしたのかというところがちょっと疑問に思ってい

るところなんです。だから、そのことを詳しく議会としても聞いてほしいという、立場はもちろん川内原発反対の立場であります。そのために20年延長反対の陳情は、先月10月19日に別に陳情しております。この乾式貯蔵については、反対の立場、賛成の立場に関係なく聞いてほしいという気持ちなんです。

○委員（井上勝博） 今回のこの陳情の中で、2026年に95%に使用済核燃料が達すると。ちょっと計算してみたんですけども、大体4、2年後には動かせなくなるということになるんですね。そうすると乾式貯蔵っていうのは、限界で決まっていますけども、3年ぐらい前から決めて何とか何とか県議会の合意を得たのかな、そういうことになったわけですけども、3年ぐらいかかるわけですね。ということは、もうすぐこの問題が出てくるわけでありまして、そういう問題があるということは、もう九州電力分かっているはずなのに、それは言わないで、ただ延長しますよということを言っていると。これは薩摩川内市でいうとクリーンセンターが故障しているのに浄化槽をどんどんつくってくださいというようなことと同じことで、ちょっと例えが違うかな、言わば欠陥システムですよ、全体として。使用済核燃料どうするかというのを決めないでいて動かそうというのは欠陥システムだと思うんですね。その辺について何でこんな欠陥システムに固執するんだらうかというふうに思うんですが、参考人の御意見をお聞かせ願えませんでしょうか。

○参考人（鳥原良子） 私も同じように思います。この20年延長申請をするに当たっては、乾式貯蔵施設も含めて議会としても、ここの薩摩川内市としても同意の事項じゃないかなと思うんですね。ですから、何で全然計画も申請もしないで進めてしまうのかというのがあります。議員の皆さんは、そういうことを考えませんか、市民の命と財産を預かる皆さんですよ。ぜひ、そのことをしっかりと考えて検討していただきたいな、そして九電さんにそういう具合に御質問をしていたきたいと。私たちの代表なわけですから、ぜひ、そういうことを心に念じて進めていただきたいなと思っております。

○委員（井上勝博） なぜ九州電力は、この使用済核燃料については、燃料プールがしばらくした

ら満杯になることを公開、公表しないのかということなんですけれども、これは私が推測ですけども、この20年運転延長という非常に大きな問題を抱えている中で、県民をそれ以上刺激したくないということから黙っているんじゃないかと。恐らくあと1年ぐらいしたら乾式貯蔵をつくりますみたいなことを言うんじゃないだろうかと。これは、県民の本当に命を大事にしているのか、それとも九州電力のもうけを優先しているのかということが問われるんじゃないかと思っているんですね。その辺については、どういうふうに思いますか。

○参考人（鳥原良子） 私たちは、いつも川内原発は全然、もちろん交付金とか入りますけれどもね、危険性を、稼働することによって放射性物質がものすごくたくさん出ますよね。そしてこの使用済核燃料が出るということで、トイレなきマンションと言われていました。ですから、例え一時的に九州電力さんがもうけだとしてももしも事故になったら大きな損害を被る今、福島第一原発事故を見ても、福島県の様子を見ても分かります。避難訓練もしておりますけれども、避難訓練は、本当に絵に描いた餅。全市民が参加するのではなくて、そして福島原発事故を反省した避難訓練でもありません。ですから、本当に何を考えているのか私も九州電力さんに聞きたいところですよ。議員の皆様もそうお考えじゃないでしょうか。大島堅一さんも決して原発は安いものではない、非常に皆さん、国民の税金を使い尽くすものであるということを言っていっぱいいます。それで高くつくのに、エネルギーとしてもほかの再生可能エネルギーがあるのに、なぜそこに固執しているのかが私には分かりません。議員の皆さんもどのように考えているのか、そこところをきちんと考えながらぜひ九州電力さんにお聞きしてほしいなということを思います。

○委員（井上勝博） 私も本当に最近、九州電力の方がここに来ることがなくなったので、ちゃんと聞きたいなと思っているところです。

○委員（川添公貴） 1点確認させてください。私も直接聞いた話じゃなくて、新聞報道で見たんですけども、この使用済燃料については、池部社長のインタビュー記事が確か載っていたと思うんですが、従来とおり六ヶ所搬出を基準として考え

ているという記事が確か載っていたと思います。現時点においては、それが社の方針だろうと私は見ていたんですけれども、乾式貯蔵施設について伺いますけれども、乾式貯蔵施設をキャスクで管理するわけですが、キャスクに入れる前に、ある一定期間、水で冷やさなければいけないのを御存じですよね。ですので、そのプールも含めて、やっぱりつくっていくべきだろうとは私、乾式貯蔵施設はつくるべきだと思っているんですよ。何でかと言うと、福島のとくに被害が出なかったですから、安全性が確保されているというのは、あれでちょっと思っているんで、つくるべきだろうと私は思っています、乾式貯蔵ですね。容量についても今、お聞きする中で、推測の数値、計算上の数値をおっしゃっているんで、その実数がそうであるということをお示しいただければありがたいし、私は、搬出をするっていうのであれば搬出するだろうと思っているんで、そこでいっぱいにならないだろうと思っています。ですので、そのおっしゃる数値が電事連の資料から持ってこられたというのは理解するんですけれども、現状のままで停止した状態であることが条件であって、そのような動くことが私はあるだろうと思っているんですけど、その停止した状態で進むという根拠をお持ちであつたらお示しいただきたいと思うんですけど。

○参考人（鳥原良子） 川添委員の言っていることがよく分からないんですけど、もう一度分かりやすく言ってください。

○委員（川添公貴） 分かりやすく言うと、現行方式では、社としては六ヶ所に出すのを原則でやっていますっていう発表されたんですね、記者会見で。私、確か新聞記事で読んだと思うんです。鳥原さんがおっしゃるのは、現時点で停まった状態で、搬出がされない状態で行くと4年で満杯になると、満杯が94%でしたっけ、でしたよね。でいうことをおっしゃるんで、私は出されるっていうことを前提として考えているんで、現時点で出されないという条件の何か根拠論をお持ちですかとお聞きしたんですけど。

○参考人（鳥原良子） 六ヶ所再処理施設は、工場は26回も完成を延期しています。だからほとんど完成できない、そしてそこで、それを基にして各原発から使用済核燃料を搬出するわけす

よね。ですけれども、できないわけですから、搬出できないんですよ。それにもう再処理工場は動かない。よって、全国の原発の使用済核燃料は、再処理工場施設に届けることができない。それは、川添委員もインターネットすごく尊重してらっしゃいますので、六ヶ所再処理工場施設についてお調べになると分かると思います。それに、九州電力、社長は六ヶ所へ搬出しますよとおっしゃったかもしれませんが、搬出できないんです。それは確かなんですよね。という電気事業連でもそのようにちゃんと数字で示しております。

ちよつとうちの補助者からの情報ですが、2015年11月に佐賀新聞に記載されたことによりますと、玄海原子力発電所と川内原子力発電所の敷地内に乾式貯蔵施設建設を検討していますということを社長はおっしゃっていたみたいです。それが佐賀新聞に掲載されていたということです。

○委員（川添公貴） 2015年に、確かそのような方向性を、将来像をお示しになったというのはして、その後、我々は、乾式貯蔵施設に行ったんです、視察に。だからちゃんとそういうのを踏まえて視察はしているんで、ですから乾式については、先ほど言うように重要なんです。重要だと思います。仮に60年、80年延長しても乾式があればきちっと保管ができるのでいいんですけれども、ただ、その現時点で搬出できないという根拠、それからフランスにも出していますよね。確か、再核をかけるときプルトニウムを取り出すわけですが、だから数の減少がちょっと違った数字になるかと思うんですけども、ただ、その94%になる現時点で1個も出せないっていう根拠がどこにあるのかなというだけでお聞きしたことであって、まあまあ、分かりました。あまり近所なんで、これ以上はいいと思いますんで。もう1回確認しますね。先ほど20年延長に関しては、関係なくっておっしゃいましたよね。私は、20年延長問題に関連して、関係してこれが出されているっていうことを理解しているんですよ。大きな違いがありますからね。だから、そこをもう1回、明確にお示しいただきたいんですが、20年延長問題について反対の立場であることはまず存じ上げているわけですが、それらを踏まえて、関連してこのようなことに出されたっていうことで理解していたんですけども、どうもち

よっとさっきと違うんで、もう1回だけお願いできませんでしょうかね。

○参考人（鳥原良子） もちろん20年延長に関連して申し上げております。だから、九州電力さんが20年延長運転を申請したときに、なぜ一緒に乾式貯蔵の申請をしなかったのかということもお聞きしてほしいなということで陳情しております。

○委員長（成川幸太郎） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、陳情第10号の参考人に対する質疑を終了しました。参考人には、本委員会に御出席いただき、また貴重な御意見を述べていただいたことに対しましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、参考人及び補助者は退室をお願いします。

参考人及び補助者の退室のため、しばらくお待ちください。

それでは、本陳情については、陳情者の含意を確認しました結果、川内原子力発電所1、2号機の20年延長運転に反対する含意が含まれる陳情であるとみなすことができると理解しましたので、後ほど整理したいと思いますので御了承ください。

ただいま陳情第10号の参考人招致に対する質疑は終了しました。

続いては、本陳情の取扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（川添公貴） 先ほど、最後に参考人に確認しましたように、委員長がおっしゃったように、最後の発言の中で、延長に反対する旨の関連の陳情であるということですので、やはり可否については、この後、賛成の陳情も出ていますし、反対という陳情でありますので、とりあえず継続をしておくべきだと思います。

○委員長（成川幸太郎） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） ただいま継続審査を求める声がありますのでお諮りします。

本陳情を継続審査とすることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議なしと認めます。よって、本陳情は、継続審査とすることに決定しました。

以上で、陳情第10号の審査を一時中止します。

△陳情第8号 川内原発1、2号機の40年超運転を求める陳情

○委員長（成川幸太郎） 次は、陳情第8号川内原発1、2号機の40年超運転を求める陳情を議題とします。

本陳情については、前回の委員会において原子力規制委員会の判断が示された際に、参考人招致について協議すべきとの意見があったところです。その後、11月1日、原子力規制委員会において川内原子力発電所1、2号機の運転延長に関する審査結果が示されたところであります。つきましては、参考人招致について改めて御協議願います。御意見はありませんか。

○委員（井上勝博） 参考人の招致をお願いしたいと思っております。

○委員長（成川幸太郎） 誰を。

○委員（井上勝博） 陳情者の会、会長、橋口知章さん。

○委員（川添公貴） 陳情の趣旨に関しては十分理解をしているんで、陳情者については、私、あえてこの際、聞く必要はないと。先だって、森満委員も経済状況等について、陳情に書いてある分について質問して資料提出求めていますので、それを参考にしてからの判断でよからうと思います。しかしながら、11月1日の原子力規制委員会の結果が出ましたので、私は、原子力規制委員会を先に参考人招致をしていただいて、そこでいろいろ聞いてみたいと思います。

標準応答スペクトルについては、今回は、加味していなかったという発言も中でありましたし、そこ辺が聞きたいところと中性子線化による炉心の関係についても数字は出てきていましたけれども、しっかりとどういう判断をしたのかっていう点も聞きたいと思いますので、先に、この陳情については継続をかけて原子力規制委員会の参考人招致をお願いしてみたいと考えています。

委員長の発言の中で出向いて説明しますっていう

う発言がありましたので、ぜひ調整をお願いしたいと。それから審査を続ければと考えているところです。

○委員（井上勝博）先にそういう原子力規制委員会から原子力規制庁の職員なんですかね、来ていただくということであるならばぜひ聞きたいと思います。その際に今度の運転延長の問題だけではなく、陳情にありましたように、火災防護対象ケーブルについても特に検査の問題については、お聞きしたいと思いますので、それも聞けるようにお願いしたいと思います。

○委員（森満 晃）40年超運転を求める陳情ということで、今、今回の第8号と9号が反対の陳情であるということが明確になりましたので、反対の参考人を呼んだ以上は、やはり賛成の陳情も呼んで、このことについての思いをしっかりとお聞きしたいと思いますので、参考人を招致していただきたいと思います。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）それでは、本陳情に関しまして説明ができる原子力規制庁の職員もしくは原子力規制委員会の参考人招致をしたいのと今、森満委員からありました。井上委員からもですが、陳情者の参考人招致をしたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、参考人に意見を聞こうとする案件について協議いたします。

委員会条例の規定により、参考人に意見を聞こうとする案件を通知する必要があることから、あらかじめ案件を整理する必要があります。

ただいまタブレットに流れていると思いますが、そこで参考人に意見を聞こうとする案件については、ただいまお手元に示したとおり、九州電力株式会社川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可及び高経年化技術評価等に係る原子炉施設保安規定変更認可についてとしてはどうかと考えておりますが、このことについて御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）陳情第8号に関して、この中には経済効果も書いてあるわけですが。

○委員長（成川幸太郎）経済効果は、後でまたちょっと、この前、森満委員から投げかけられています。今、川添委員が。

〔発言する者あり〕

○委員（井上勝博）後ですか。これ原子力規制委員会ですか、委員長。

○委員長（成川幸太郎）はい。

○委員（井上勝博）原子力規制委員会を呼ぶのであれば、先ほどの陳情9号についての関連することも案件として挙げていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）陳情の8号だけではなくて、先ほど賛否両論がテーブルに載りましたので、この三つの陳情についてお伺いするという形をとったほうがいいのかなと思います。両方ともにについて、全てについてお聞きするというていでありますので、8号だけじゃなくて、今日、議案となりました三つの陳情ということで整理してもらえばいいと思います。

なかなかこの詳細については、聞きづらい点がありますので、今、御提案いただいたこの九州電力株式会社川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長認可及び高経年化技術評価等に係る原子力施設安全規定変更認可についてということではくっとして出されておりますので、これはこれでいいとして、あと各委員が詳細について聞きたい点があったら1項目程度、2項目程度、出してそれをまとめられて整理して出されたいと思います。

やはり、論点は先ほども言いましたように、高経年化による中性子照射脆化による炉心が一番問題であって、ほかは全部取っ替えているんですよ。だから聞きたい部分そこしかないんで。それから、コンクリートの中性化による酸性化とかいうのも聞きたいところがあるんだけど、だからこれで摸とした形で出して、詳細は後で詰めればこれでいいんじゃないですかね。

○委員長（成川幸太郎）ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）それでは、参考人に意見を聞こうとする案件については、先ほど御提案のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

また、本件の参考人招致については、直ちに日程調整を行い、準備が整い次第、委員会の開催を決定し、皆様にお知らせしたいと考えております。これらの調整につきましては、委員長に一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、本陳情の審査を一時中止します。

△今後の審査を進めるための整理

○委員長（成川幸太郎） それでは、ここで、陳情第8号から陳情第10号までの3件について、今後の審査を進めるために整理したいと思います。

本日、陳情第9号及び陳情第10号の2件について、陳情者の参考人招致をいたしました。陳情者の願意を確認したところです。

ついで、川内原子力発電所1、2号機の運転延長に対して賛成の陳情、反対の陳情としてお手元のとおり区分してみました。

まず、川内原子力発電所1、2号機の運転延長に対して賛成の陳情は陳情第8号、反対の陳情は陳情第9号及び陳情第10号となります。

このことについて委員の皆様から何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 質疑はないと認めます。それでは、このことについては、資料のとおり今後、取り扱っていくこととしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎） 以上で、陳情第8号から陳情第10号までの整理を終了いたします。

以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 成 川 幸太郎